

## MOBIRY DAYS 乗車券取扱規則（乗合バス）

### （目的）

第1条 MOBIRY DAYS 乗車券取扱規則（以下「本規則」といいます。）は、クラウド型チケットイン  
グサービス「MOBIRY DAYS」の MOBIRY DAYS 乗車券の取扱方を定めることを目的としま  
す。

### （適用範囲）

第2条 MOBIRY DAYS 乗車券の取扱方については、本規則の定めるところによります。

- 2 本規則に定めのない事項については、MOBIRY DAYS 利用約款（以下「利用約款」といいます。）の定めるところによります。

### （用語の意義）

第3条 本規則における主な用語の定義は、本規則に別に定める場合を除き、利用約款の定めによります。

### （ユーザ種別）

第4条 ユーザ種別は、利用約款別表3に定めるとおりとします。

### （効力）

第5条 SF を使用する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- （1）乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとしします。
- （2）途中下車の取扱いはしません。

- 2 MOBIRY DAYS 定期券を使用する場合の効力は、各提供事業者の約款等の定めにより取扱いま  
す。

### （運賃の減額）

第6条 SF を用いて乗車する場合には、降車時に当該乗車区間の所定の運賃相当額を SF より減額しま  
す。ただし、一度減額した SF は、SF に戻入できません。

- 2 SF と有効期間内の MOBIRY DAYS 定期券を使用し、定期券有効区間外を乗車する場合におい  
て、当該乗車区間は別途乗車として取扱い、別途乗車区間の運賃相当額を SF より減額します。
- 3 SF と有効期間内の MOBIRY DAYS 定期券を使用し、定期券有効区間外を乗車する場合におい  
て、有効区間を経由して有効区間外相互間を乗車するときは、前後の有効区間外乗車運賃の合  
計額と当該乗車区間の通算運賃を比較し、安価となる運賃を SF より減額します。
- 4 定期券有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の  
乗車区間の運賃相当額を SF より減額します。
- 5 前各項の SF からの減額について、ユーザ種別が小児にあっては小児運賃を、大人割引にあっ  
ては大人運賃の半額を 10 円単位に切上げ、小児割引にあっては小児運賃の半額を 10 円単位に  
切上げ減額します。

6 前各項の SF からの減額については次条に定める運賃の割引を適用します。

(運賃の割引)

第7条 SF から運賃を減額する場合、運賃相当額から10%を割引いて10円単位に切上げた割引後運賃を減額します。

2 SF を利用してバスとバス又はバスと電車を60分以内に乗継ぐ場合、2回目の利用のときに前項の割引後運賃から20円(ユーザ種別が小児、大人割引、小児割引の場合は10円)を差引いて減額します。

3 SF を利用して特定の停留所で60分以内に乗継利用した場合、第一乗車と第二乗車の合計運賃が第一乗車の乗車停留所と第二乗車の降車停留所の直通運賃となるように第二乗車の運賃から差し引いた割引後運賃を減額します。

(乗車方法又は乗車する車両等の制限)

第8条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、乗車方法又は乗車する車両等を制限することがあります。

2 前項に基づくサービスの制限又は停止に対し、提供事業者はその責めを負いません。

(MOBIRY DAYS 定期券の発売及び利用)

第9条 ユーザが、MOBIRY DAYS 定期券の購入を希望する場合は、各提供事業者の約款等に定める定期乗車券を、MOBIRY DAYS アプリ若しくはWEBサイト上又はMOBIRY DAYS 取扱窓口で発売します。

2 利用約款別表1に定める決済手段のうち金融機関口座振替を選択しているユーザについては、購入決済ごとに利用約款別表4に定める手数料を収受します。

3 MOBIRY DAYS 定期券の種別及び購入資格は、別表1に定めるとおりとします。

4 ユーザはMOBIRY DAYS 定期券の購入にあたっては、MOBIRY DAYS アプリ又はWEBサイト上の場合、定期券の種別、利用区間等の必要事項を入力しなければなりません。MOBIRY DAYS 取扱窓口の場合は、必要事項を記載するとともに必要書類の提出及び呈示をしなければなりません。

5 MOBIRY DAYS 定期券の新規購入、継続購入は通用開始日の14日前からとします。

6 ユーザが本サービスを利用して通学定期券を購入した場合、通学先について関係機関に確認する場合があります。

7 前項にかかわらず、利用約款第7条に定めるユーザ情報の更新が行われていない場合、MOBIRY DAYS 定期券の発売及び利用はできません。

(MOBIRY DAYS 定期券の区間変更)

第10条 MOBIRY DAYS 定期券の有効期間内における区間変更の場合は、MOBIRY DAYS 取扱窓口で手続きを行います。この場合、変更手数料はユーザ負担としません。

(MOBIRY DAYS 定期券の払戻し)

第11条 MOBIRY DAYS 定期券の全部又は一部が不要となった場合は、各提供事業者の約款等に基づき MOBIRY DAYS アプリ若しくは WEB サイト上又は MOBIRY DAYS 取扱窓口にて期間が残った MOBIRY DAYS 定期券の払戻し手続きをすることができます。

(1) 決済手段をクレジットカードに設定している場合、購入から180日以内の払戻しであれば購入時に使用したクレジットカードに払戻し、それ以上経過している場合はユーザが指定する金融機関口座へ振込まれます。

決済手段を金融機関口座振替に設定している場合、ユーザが指定する金融機関口座へ振込まれます。

決済手段を現金に設定している場合、MOBIRY DAYS 取扱窓口において現金で返金します。

(2) 払戻しに関して、ユーザが負担する手数料は520円とします。

2 前項にかかわらず、事業者都合により MOBIRY DAYS 定期券の全部又は一部の払戻しが必要となった場合は、MOBIRY DAYS 取扱窓口にて期間が残った定期券の払戻し手続きをすることができます。

(1) 決済手段をクレジットカードに設定している場合、購入から180日以内の払戻しであれば購入時に使用したクレジットカードに払戻し、それ以上経過している場合はユーザが指定する金融機関口座へ振込まれます。

決済手段を金融機関口座振替に設定している場合、ユーザが指定する金融機関口座へ振込まれます。

決済手段を現金に設定している場合、MOBIRY DAYS 取扱窓口において現金で返金します。

(2) 払戻しに関して、手数料はユーザ負担としません。

(無効となる場合)

第12条 MOBIRY DAYS 乗車券は、次の各号に該当する場合は無効とします。

(1) 偽造、変造又は不正に作成された MOBIRY DAYS 乗車券を所持している場合

(2) 登録されているユーザ本人以外が使用した場合

(3) ユーザ情報を偽って登録した MOBIRY DAYS 乗車券を使用した場合、又は区間若しくは通学の事実を偽って購入した MOBIRY DAYS 定期券を使用した場合

(4) MOBIRY DAYS 乗車券を所持する旅客が利用約款別表3に定める登録情報の要件を満たさなくなった後に当該 MOBIRY DAYS 乗車券を使用した場合

(不正使用等に対する運賃・割増運賃の収受等)

第13条 前条の規定により MOBIRY DAYS 乗車券を無効とした場合は、乗車区間に対する片道運賃と所定の金額をあわせて収受します。

2 前条の規定により、MOBIRY DAYS 定期券を無効とした場合は、各提供会社の約款等に従い運賃と所定の金額をあわせて収受します。

3 前各項の規定により運賃と所定の金額を収受する場合において、旅客の乗降履歴が判明しない場合は当該運行系統の始発場所から乗車したものとして取扱います。

(運行中止の場合の取扱方)

第14条 乗車時のリーダによる処理を受けた後、バスが運行中止となった場合は、各提供事業者の規約等の定めにより取扱います。

附則

本規則は、2024年9月7日より施行します。

別表1 MOBIRY DAYS 定期券の定期券種別と購入資格

定期券種別		ユーザ種別	購入資格
通勤定期券	大人	大人	中学生以上の方
	小児	小児	小学生以下の方
	障害者割引	大人割引	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方
		小児割引	小学生以下の方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方
通学定期券	大人	大人	学校教育法第1条に規定する学校及び提供事業者が指定する学校に通学する中学生以上の方
	小児	小児	学校教育法第1条に規定する学校・幼稚園及び児童福祉法第39条に規定する保育所並びに提供事業者が指定する学校に通学する小学生以下の方
	障害者割引	大人割引 小児割引	学校教育法第1条に規定する学校及び提供事業者が指定する学校に通学する方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方